23—08　ＰＵＤＴ

代理人の有無と審判手続

１．　代理人のある場合

(1) 代理権を証する書面（特施規§4 の 3、実施規§23、意施規§19①、商施規§22）（以下「書面」という。）の有無を確認し、その書面が適正でない場合又は書面を欠く場合には、その補正を命じる（特§17③、§133②、実§2の2④、§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。

(2) 任意代理人及び後見監督人がある場合の法定代理人は、補正の有無にかかわらず適正な書面を欠くときは、その代理人は無権代理人となる（→23—07）。

(3) 代理人の能力（→23—00）、委任能力の有無については、あまり詮索することなく、特に当事者の攻撃防御の間においてその有無が争われることになったときに限り、職権で調査し、判断すればよい。

２．　必要な代理人のいない場合

(1) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（在外者）の場合

ア 在外者が特許管理人（→23—04）によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する（特§18 の 2、§133 の 2、§135、実§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。

イ 審判被請求人が在外者であるとき

（ア）審判（特許（商標登録）異議の申立て）関係書類を送達（送付）するときまでに、当該事件の特許出願又は特§121①の審判請求の手続で提出された委任状若しくは特許権者から代理人選任届等の提出がされている場合には、代理人選任届等に添付された委任状（移転登録申請書の手続に添付された委任状も含む。）を確認して、特許（実用新案、意匠、商標）権に

関する言及があるときは、その関係書類を最新の特許管理人あてに送達（送付）する。

（イ）上記（ア）以外のとき又は委任状が提出されていないときは、当該事件の特許出願又は特§121①の審判請求の特許管理人若しくは移転登録申請の手続の特許管理人であった者に対し当該事件の受任の意思確認を行う。受任のないときは、権利者に関係書類を送付するとともに、以後の手続は特許管理人によらなければならない旨を通知する（→23―10）。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人などの場合

ア 未成年者、成年被後見人が法定代理人によらないで手続をしたときは、法定代理人選任の補正を命じる（特§7①、§133②、実§2の5②、§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。ただし、未成年者であっても、本人が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

イ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、保佐人の同意書の提出を命じる（特§7②、§133②、特施規§6、実§2の5②、§41、実施規§23①、意§52、§68②、意施規§19①、商§56①、§68④、§77②、商施規§22①）。

ウ 法定代理人が手続したときであっても、後見監督人があるときは、その同意書の提出を命じる（特§7③、§133②、特施規§6、実§2の5②、§41、実施規§23①、意§52、§68②、意施規§19①、商§56①、§68④、§77②、商施規§22①）。

エ ア～ウの補正命令に応じないときは、決定をもってその手続を却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④、§77②）。

（改訂 H27.2）